

令和8年3月16日

過料事件の通知について

福島県文化スポーツ局文化振興課

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	特定非営利活動法人一心太助の会
主たる事務所の所在地	福島県郡山市田村町金屋字上川原 187-3-105
通知した日	令和8年1月19日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため。